

社会福祉法人 睦愛会

緑園都市睦愛園

短期入所生活介護 運営規程  
(介護予防短期入所生活介護)

# 特別養護老人ホーム 緑園都市睦愛園

## 短期入所生活介護運営規程

### (介護予防短期入所生活介護)

(規程の目的)

第1条 社会福祉法人睦愛会が開設する特別養護老人ホーム緑園都市睦愛園（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護(介護予防)事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者（以下「入所者」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護(介護予防)サービスを提供することを目的とする。

(事業所の名称等)

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 緑園都市睦愛園
- (2) 所在地 横浜市泉区岡津町3 2 1 7 番 1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職種		兼務	専従	職務内容
施設長(管理者)	常勤	1名		施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
医師(嘱託医)	非常勤	1名		入所者に対する健康管理及び療養上の指導を行う。
生活相談員	常勤	1名以上		施設入所の申込み及び相談業務等を行う。
				施設サービス計画の作成及びその実施状況の把握を行う
看護職員	常勤	1名以上		入所者に対する健康管理等必要な看護業務を行う。
	非常勤	3名以上		
介護職員	常勤	37名以上		入所者に対する日常の世話等必要な介護業務を行う。
	非常勤	17名以上		

管理栄養士	常勤	2名		入所者の食事に関する必要な栄養管理を行う。
	非常勤	1名以上		
機能訓練指導員	常勤	1名		入所者に対する必要な機能訓練を行う
	非常勤	1名以上		

※特別養護老人ホームと兼務

(利用定員)

第4条 短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護を含む)の利用定員は、3名とする。

(1ユニット定員3名 1ユニット)

(短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第5条 入所者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。

(1) 短期入所生活介護を提供した場合の利用料・送迎料は、介護報酬の告示上の額とする。(一定所得以上所得者は3割または2割負担、それ以外は1割負担)

別紙利用料金表のとおり。

(2) 費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に入所者又は家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、入所者の同意を得る。

また、併せて、その支払に同意する旨の文書に署名押印を受ける。

(通常の事業及び送迎の実施地域)

第6条 通常の事業及び送迎の実施地域は、次のとおりとする。

横浜市泉区、横浜市旭区、横浜市戸塚区、横浜市瀬谷区、横浜市南区、横浜市保土ヶ谷区、横浜市港南区

地域外送迎費は発生しない。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第7条 施設利用にあたって、入所者の共同生活の場としての快適性・安全性を確保するため、次の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込み物の制限及び感染性疾患時の面会制限。

(2) 外出・外泊の事前連絡。

(3) 施設設備の使用上の注意。

(4) 喫煙場所の遵守。

(緊急時における対応方法)

第8条 短期入所生活介護の提供中に、入所者の症状が急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにかかりつけの医師及び施設の協力病院に連絡し適切な処置を講じるものとする。

(事故発生時の対応について)

第9条 事故発生時の対応として、次のとおり措置を講じる。

- (1) 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに入所者の家族及び市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 施設において、施設の責任により賠償すべき事故が発生した場合は、施設は速やかにその損害を賠償する。ただし、施設の故意又は過失によらない時には、この限りではない。
- (3) 施設は、事故が生じた際には、その原因を解明し、再発を防止する為に事故防止委員会を組織して取り組む。

(身体拘束の廃止)

第10条 施設は、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束は行わない。行う場合は必ず家族の同意を得た上で必要な手続をとりその上で行う。

(虐待防止の対応について)

第11条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 3 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 4 施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 5 前事項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(非常災害対策)

第12条 短期入所生活介護事業者は、非常災害が発生した場合は、介護老人福祉施設の消防計画により避難・誘導等を行う。

(苦情解決体制)

第13条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情処理責任者、苦情受付担当者を設置するものとする。

- 2 施設は、その提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の従業者からの質問若しくは照

会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言従って必要な改善を行うものとする。

- 3 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(人権に配慮)

第14条 入所者の人権を尊重し、人権に充分配慮する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第15条 施設における安全と信頼の確保

- (1) 従業者は業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を保持する。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- (3) 施設は入所者の個人情報を適正に取り扱うものとする。

(記録の開示)

第16条 施設は、入所者本人・身元引受人より各種書類について開示要求があった場合は所定の手続きにより速やかに開示する。

- 2 開示請求希望の場合は相談員が受付をし、開示日程については施設と開示請求者とで調整する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 従業者等の質的向上を図るため、次の研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用時 2ヶ月以内
- (2) 継続研修 随時
- 2 この規程に定める事項の外に、運営に関する重要事項は、社会福祉法人睦愛会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年 7月 1日から施行する。

令和 3年 4月1日改定

令和 6年 4月1日改定